

◎新潟県告示第756号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
樋口醫院	長岡市栄町2-7-22	令和3年3月31日
つちや耳鼻咽喉科	上越市下源入585番1	令和3年4月30日
医療法人社団 田中医院	三条市元町1番45号	令和3年3月31日
やまだ薬局	三条市東光寺2626番地1	令和3年3月31日
うえはら眼科医院	柏崎市扇町2番3号	令和3年4月30日
清野医院	燕市地藏堂本町3丁目4番6号	令和3年5月31日
渡辺歯科医院	阿賀野市岡山町7-10	令和3年3月31日
笹神歯科診療所	阿賀野市山崎堅田18-4	令和3年3月31日